

(1) 本市の介護保険事業の沿革

平成 9年	12月	介護保険法・介護保険法施行法公布
平成11年	7月	姫路市に介護保険課設置
	10月	要介護認定・要支援認定（準備認定）開始
平成12年	4月	介護保険制度施行（第1期事業計画期間開始）
	6月	低所得者に対する利用者負担軽減事業開始
	10月	保険料（半額）徴収開始
平成13年	9月	介護サービス第三者評価事業開始
	10月	保険料（全額）徴収開始 ※ H12.4～H12.9：全額免除、H12.10～H13.9：半額免除
平成15年	4月	第2期事業計画期間開始 介護保険料の低所得者減免制度・高額介護サービス助成費支給制度開始
	11月	福祉用具・住宅改修研修事業開始
平成17年	10月	施設給付の見直し・特定入所者介護サービス費等の支給制度開始
平成18年	3月	家島町・夢前町・香寺町・安富町を姫路市に編入、介護保険事業統合 低所得者に対する利用者負担軽減事業に離島等地域軽減制度を追加
	4月	第3期事業計画期間開始 予防給付の見直し、地域密着型サービス等の開始 地域支援事業・介護予防支援事業の開始 地域包括支援センター設置（直営のみ）
平成19年	4月	地域包括支援センターの増設（法人への委託）
平成20年	4月	高額医療合算介護サービス費支給制度開始
平成21年	4月	第4期事業計画期間開始 直営の地域包括支援センターを廃止、法人への委託センターを増設
	4月	第5期事業計画期間開始
平成25年	4月	地域包括支援センターの担当区域を変更し、1か所増設（22か所→23か所）
平成27年	4月	第6期事業計画期間開始
	8月	一定以上の所得がある者の利用者負担が1割から2割に引上げ
平成29年	4月	介護予防・日常生活支援総合事業開始
平成30年	4月	第7期事業計画期間開始 介護医療院サービス開始 基幹型地域包括支援センター設置（地域包括支援課内）
	8月	一定以上の所得がある者の利用者負担が2割から3割に引上げ

(2) 介護保険料の変遷

世帯の要件	本人の要件	保険料年額（月額）前期比				
		第1期 [*1]			第2期	第3期
		H12	H13	H14	H15～17	H18～20
市民税非課税	生活保護受給、老齢福祉年金受給	① 4,410	① 13,230	① 17,640	① 20,820	① 27,480
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下					② 34,350
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	② 6,620	② 19,850	② 26,460	② 31,230	③ 41,220
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超					
市民税課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	③ 8,820 (735)	③ 26,460 (2,205)	③ 35,280 (2,940)	③ 41,640 (3,470) +530	④ 54,960 [*3] (4,580) +1,110
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超					
	合計所得金額が120万円未満					⑤ 68,700 [*2]
	合計所得金額が120万円以上125万円未満	④ 11,030	④ 33,080	④ 44,100	④ 52,050	
	合計所得金額が125万円以上200万円未満					
	合計所得金額が200万円以上[*2]300万円未満					⑥ 82,440
	合計所得金額が300万円以上400万円未満					
	合計所得金額が400万円以上700万円未満	⑤ 13,230	⑤ 39,690	⑤ 52,920	⑤ 62,460	⑦ 96,180
	合計所得金額が700万円以上1,000万円未満					
	合計所得金額が1,000万円以上					

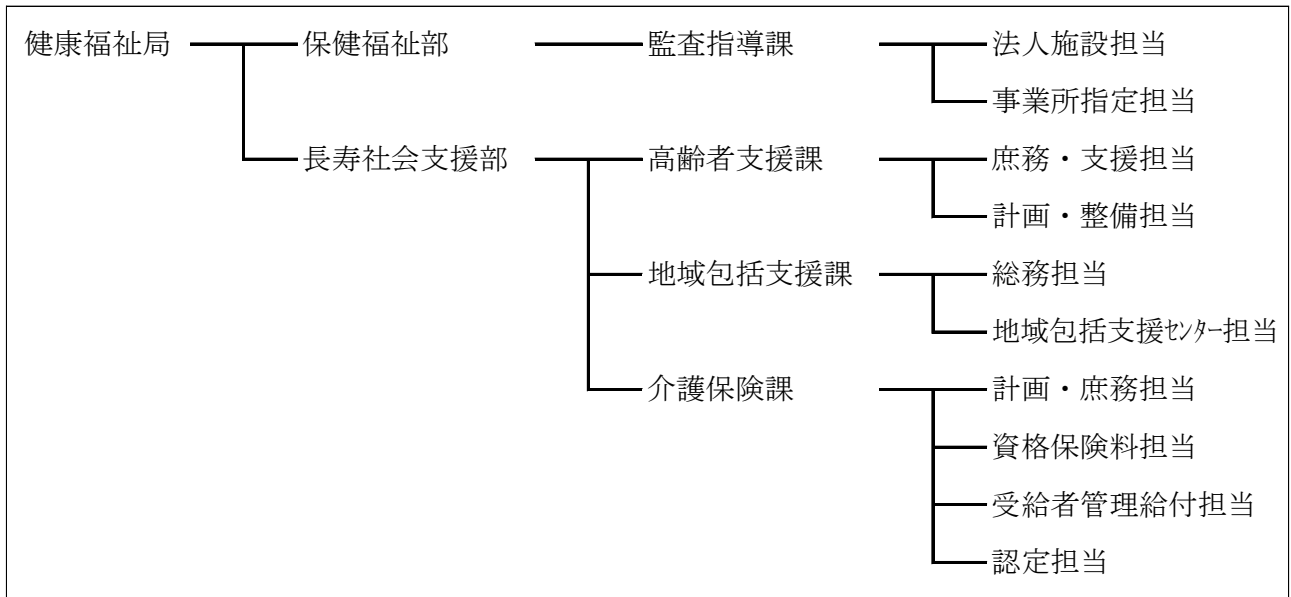
*1 国の特別対策（介護保険法の円滑な実施のための特別対策）により、平成12年4～9月は保険料免除（国が全額負担）、平成12年10月～13年9月は保険料半額の措置がとられていた。

*2 第1期においては、250万円

*3 平成17年度税制改正に伴う激変緩和措置有り

世帯の要件	本人の要件	保険料年額（月額）前期比				
		第4期	第5期	第6期	第7期	
		H21～23	H24～26	H27～29	H30～32	
市民税非課税	市民税非課税	生活保護受給、老齢福祉年金受給	① 27,480	① 31,440	① 28,620	① 32,400
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	② 34,350	② 39,300	② 28,620	
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	③ 41,220	③ 44,010	③ 44,520	② 50,400
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超		④ 47,160	④ 47,700	③ 54,000
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	④ 48,090	⑤ 55,020	⑤ 55,650	④ 64,800
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	⑤ 54,960 (4,580) +0	⑥ 62,880 (5,240) +660	⑥ 63,600 (5,300) +60	⑤ 72,000 (6,000) +700
市民税課税	市民税課税	合計所得金額が120万円未満	⑥ 61,830	⑦ 70,740	⑦ 71,550	⑥ 86,400
		合計所得金額が120万円以上125万円未満				⑦ 93,600
		合計所得金額が125万円以上200万円未満	⑦ 68,700	⑧ 78,600	⑧ 79,500	
		合計所得金額が200万円以上〔*1〕300万円未満	⑧ 82,440	⑨ 94,320	⑨ 95,400	⑧ 108,000
		合計所得金額が300万円以上400万円未満				⑨ 122,400
		合計所得金額が400万円以上700万円未満	⑨ 96,180	⑩ 110,040	⑩ 111,300	⑩ 129,600
		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満				⑪ 136,800
		合計所得金額が1,000万円以上				⑫ 144,000

(3) 介護保険事業を所管する本市の組織〔平成31年4月1日現在〕



▶ 監査指導課

- ア 社会福祉法人、社会福祉施設及び家庭的保育事業等の認可、指導及び監督等並びに社会福祉事業の開始等の届出に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第20条の規定による計画の樹立及びその実施に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ウ 社会福祉事業に係る職員の研修に関する事。
- エ 指定居宅サービス事業者等の指定、指導及び監督に関する事。
- オ 指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導及び監督に関する事。
- カ 指定障害児通所支援事業者等の指定、指導及び監督に関する事。
- キ 教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認（他の機関の所掌に属するものを除く。）、指導及び監督に関する事。
- ク 認可外保育施設の届出、指導及び監督に関する事。
- ケ 介護サービス事業者の業務管理体制に関する事。
- コ 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に関する事。

▶ 高齢者支援課

- ア 高齢者の福祉に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- イ 老人福祉施設の整備及び運営に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ウ 夢前福祉センター及びふれあいの郷養護老人ホームに関する事。
- エ 高齢者福祉に係る計画の樹立及びその実施に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

▶ 地域包括支援課

- ア 地域包括ケアシステムの構築に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- イ 介護保険事業のうち地域支援事業に関する事。
- ウ 基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターに関する事。
- エ 医療・介護保険事業所等関係機関の連携支援に関する事。

▶ 介護保険課

- ア 介護保険に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- イ 介護保険事業に係る計画の樹立及びその実施に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

(4) 指定等事業所（施設）数

	H29年度	H30年度
	H30. 3. 31現在	H31. 3. 31現在
居宅介護支援	168	171
訪問介護	165	164
訪問入浴介護	5	5
訪問看護	67	71
訪問リハビリテーション	2	2
居宅療養管理指導	2	0
通所介護	103	104
通所リハビリテーション	1	1
短期入所生活介護	43	44
特定施設入居者生活介護	10	11
福祉用具貸与	38	36
特定福祉用具販売	40	38
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	6
地域密着型通所介護	108	107
認知症対応型通所介護	3	2
小規模多機能型居宅介護	24	23
認知症対応型共同生活介護	30	34
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	14	15
看護小規模多機能型居宅介護	-	2
介護老人福祉施設	34	34
介護老人保健施設	11	11
介護療養型医療施設	5	2
介護医療院	-	2

※ みなし指定を除く数